

千葉市財産評価専門部会・千葉市土地評価専門部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市財産評価委員会運営要綱第4条第5項の規定に基づき、財産評価専門部会及び土地評価専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関して必要な事項について定めるものとする。

(会議)

第2条 専門部会は部会長が招集し、その議長となる。

2 専門部会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己又は3親等内の親族若しくは姻族に利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、専門部会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(関係者の出席)

第3条 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第4条 専門部会の庶務は財政局資産経営部管財課において処理する。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。